

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、オミクロン株の影響等により、本県の新規感染者数は、高い水準が継続し、病床使用率や重症病床使用率が増加するなど、医療提供体制への負荷が高まっておりますことから、まん延防止等重点措置の実施期間を延長するよう国に要請し、来月6日まで延長されました。

県といたしましては、こうした感染状況等を踏まえ、飲食店等に対する営業時間の短縮要請など、まん延防止等重点措置区域としての要請等を継続し、必要な対策に取り組んでいるところであります。

依然として、本県の病床使用率等は高止まりしております。これ以上の感染拡大を何としても食い止め、来月6日をもって、まん延防止等重点措置が解除となりますよう、県民や事業者の皆様には、改めて、マスクの着用や換気、手洗い、ゼロ密等の基本的な感染防止対策の更なる徹底、不要不急の都道府県間の移動を極力控えること、テレワークや時差出勤等の人との接触機会を低減する取組の実施のほか、ワクチンの追加接種の検討など、感染から自分を守る、家族を守る行動を実践くださるよう強くお願い申し上げます。

今後とも、県民の命と健康、暮らしを守るため、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、今回提出いたしました追第1号議案の令和3年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、本県に対す

るまん延防止等重点措置の実施期間が延長されたことを受け、県の要請に応じて営業時間を短縮した事業者に協力金を支給することとして、57億 5,500万円を追加計上するものであります。この財源といたしましては、国庫支出金を充てることといたしました。

今回の補正の結果、先に提出しております第37号議案と合わせた今通常会議における歳入歳出補正予算の総額は、463億 9,700万円となり、補正後の予算総額は、1兆 1,756億 7,373万円となります。

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。